

第7回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日 時 : 平成21年3月3日(火) 10:00~12:00
場 所 : 国土交通省(中央合同庁舎3号館) 1階共用会議室
出席者 : 磯部力委員長、太田和博委員、小幡純子委員、屋井鉄雄委員、
米田秀男委員、洞澤秀雄臨時委員

＜議事要旨＞

1. 前回研究会の議事要旨について

前回議事要旨について、事務局より報告があった。

2. 主な議論内容

(1) 洞澤臨時委員説明関係

- ・立体道路制度など道路空間を量的にどう有効利用するのかということと、景観や地域活性化など質的にどう向上させるのかということとを分けて考える必要があり、質については地域によってどういう価値付けをするかが多様であるため、ローカルルールに馴染むのではないか。
- ・景観、防災、地域活性化の観点を全ての道路に求めるのは困難であり、目的規定に入れ込むよりは、景観法の景観重要道路と同様の仕組みの方が適しているのではないか。
- ・目的規定に景観、防災、地域活性化といった観点を1つ1つ全部書き込むと逆に柔軟性がなくなるので、道路はもっと有効活用できるものだという象徴的な意味合いを一種の解釈原理として目的規定に入れることが必要ではないか。
- ・目的規定を広げたとしても個々の道路がその目的を全て引き受けなくても構わないのではないか。また、既存空間の再配分という課題に対応するためには、個々の道路によって求められる性格は変わってくるが、その性格の選び方をどういう手続で行うかという外形的な枠組みが道路法にもあった方がいいのではないか。
- ・専用道路への転換については、自由利用が制限されるという道路法の側面と、交通ネットワークや土地利用との関係といった都市計画法の側面の両面での検討が必要ではないか。
- ・道路の利用形態の変更手続を整備するなら、地域住民に不利益が大きい供用廃止や路線廃止についても整備が必要ではないか。
- ・地域活性化イベントに係る占用については関係者間での利害が衝突するおそれがあるため、関係者の関与の下で議論する場が必要ではないか。
- ・道路法では空間の質の向上ということは想定していないが、その部分を見直すのであれば、例えばローカルルールの策定に際し、地域住民に参加する法的地位を認めてはどうか。
- ・道路空間をより有効に使うために積極的に廃止するようなことも今後は道路法でも想定しておいた方がいいのではないか。

(2) 事務局説明関係

- ・ 公共通路については、道路とは違う概念を導入して、上下空間を制限しないようなものにした方がよい。ただし、公共通路に自動車を入れるかなど、内容について更に議論をする必要がある。
- ・ 電動自転車など自転車の形態も多様化しており定義が難しくなっているので、その辺りにも気配りが必要である。
- ・ 駐車場については、整備のための方策と制限するたの方策のどちらでも選べる形にしておいた方がよい。
- ・ 不法占用物件については、景観を損なわない場合であっても厳正に対処すべきであり、道路管理者以外の者でも除却できる仕組みができるとよい。
- ・ 道路の性格付けをするのは道路管理者であるべきであり、それに見合った構造、管理体制を警察と協力して構築していくべきではないか。
- ・ 従来のように生活道路の位置付けを幅員、場所、交通量だけで決めてしまうのではなく、柔軟に反映できるようにするべきである。
- ・ 面的・総合的対策については、道路交通法や都市計画法で対処できる部分と道路法を改正しなければできない部分の切り分けが難しいが、道路法上何ができるか、道路交通法、都市計画法との関係を整理する必要がある。
- ・ 自転車ネットワークに端的に示されているように、面的・総合的対策の対象エリアは近隣住区のレベルにとどまらない。道路は都市や地域のネットワークとしてあり、その大きな枠組みの中で道路管理者が中心になり、住民の意見を踏まえながら、通過交通や生活道路という役割が整理されるものであるのもので、もう少し広い範囲で考えるべきである。
- ・ 身近な道路のつくり方等については、様々な法律が絡み合いカバーし合っている部分もあるため、道路だけで対処することは難しいが、うまく橋渡しができ、総合化できるような仕組みが必要ではないか。